基 発 0 1 2 8 第 4 号 平成 22年 1 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

平成21年度中央労働保険適用徴収業務監察実施結果について

標記について、別添のとおり取りまとめたので、職員に周知を 図るとともに、平成22年度の行政運営方針等の策定に反映するよ う配慮されたい。

٠,

# 平成21年度

中央労働保険適用徴収業務監察結果報告書

厚生労働省労働基準局 厚生労働省職業安定局

# 目 次,

7	成2	1年度 中央労働保険適用徴収業務監察結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	]
第	§ 1	労働保険の未手続事業一掃対策の実施状況	
	1	適用促進計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	į
	2	未手続事業の把握	
	(1)	局内及び局と署・所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2)	受託団体で作成する名簿の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3	局による手続指導状況	
	(1)	出頭要請による手続指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2)	労働保険適用指導員庁外活動報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	4	職権による成立手続の実施状況	
	(1)	職権成立対象事業台帳の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2)	職権成立手続	5
第	2	労働保険料等の適正徴収の実施状況	
	1	労働保険料算定基礎調査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
•	2	労働保険料滞納整理の実施状況	
٠	(1)	滯納整理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(2)	滞納整理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3	徴収事務に係る事務処理状況	
	(1)	収入官吏及び事務取扱補助者の任免状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
•	(2)	収入官吏の事務取扱状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(3)	現金領収証書及び現金出納簿等の事務処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4)	現金領収証書等の受払及び保管状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(5)	スタンプ領収の取扱状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	.0

	(6)	払込未済保険料等の保管及び払込状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11	
•				
第	3.	労働保険事務組合に対する監査状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12	
第	4	地方労働保険適用徴収業務監察制度の運用状況		
	1	監察方針及び監察計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	•
	2	監察実施後の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	``
第	5	職員研修の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15	
平月	戏214	年度 中央労働保険適用徴収業務監察 実施労働局及び労働基準監督署・・	16	-

# 平成21年度 中央労働保険適用徴収業務監察結果の概要

世界的な金融危機以来、失業者が増大している現状においては、労働者に対するセーフティーネットが確実に確保されなければならないものであり、その中で労働保険適用徴収行政に対しては、費用負担の公平等の観点から、全事業主の労働保険への加入及び労働保険料等の確実な納付が強く求められている。

しかしながら、平成20年度の労働保険の徴収決定額に対する収納率は全国 平均で97.56%(対前年度比0.08ポイント減)にとどまるなど年々低下傾向 にあり、中には92%台という極めて低い率となっている都道府県労働局(以 下「局」という。)もある等、国の徴収組織として早急に改善が必要な状況がみ られた。

一方で、適用徴収業務を担当する職員数は減少傾向にあり、適正な労働保険の適用徴収を維持していくための方策として労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)の一層の活用が重要な課題となっている。

このため、平成21年度の中央労働保険適用徴収業務監察(以下「中央監察」という。)では、労働保険の未手続事業一掃対策の実施状況、労働保険料滞納整理の実施状況、労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)に対する監査状況を重点に25局35労働基準監督署(以下「署」という。)に対して実地監察を行った。

監察の結果、労働保険の未手続事業一掃対策については、これまでも指摘してきたところであるが、多くの局で、関係通達に示す職権成立対象事業台帳への計画的な登載が行われていないなど、未手続事業一掃対策への取組は改善が図られていない状況であった。

労働保険料の徴収についても、これまでも指摘してきたところであるが、 事務組合委託事業を含め多数の滞納事業場が存在するにもかかわらず、滞納 整理の効果的な手段である差押え及びその前段である財産調査の実績が低調 な局が多数みられ、適正徴収への取組は改善が図られていない状況であった。 、事務組合に対する監査については、全事務組合を対象に3年に1度の実施 を確保していないもの、監査において認めた不適正な事務処理に対し文書に よる是正指示すべきところ口頭指示にとどまっていたものなどがみられ、事 務組合の健全な運営を確保する上で、監査方法に大きな課題が残っている。 また、依然として、一部の局において領収現金の日本銀行への払込が遅れたものなど、不適正な取扱いがみられており、基本的な事務処理の更なる徹底を図る必要がある。

# 第1 労働保険の未手続事業一掃対策の実施状況

# 1 適用促進計画の策定

労働保険の適用促進は、局として組織的に一体となり、計画的に実施することが重要であるので、中期的な展望に立った年次別の適用促進計画を 策定しなければならない。

適用促進計画の策定に当たっては、局において実施する保険関係成立手 続の指導の年間目標件数を、また、局における業務の体制を勘案し、職権 による成立手続実施予定件数を定めなければならないものである。

しかしながら、局によっては、職権による成立手続実施予定件数を設定 していない状況がみられた。

このため、適用促進計画の策定に当たっては、局における業務の体制を 勘案し、職権による成立手続実施予定件数を設定する必要がある。

## 2 未手続事業の把握

## (1) 局内及び局と署・所との連携

局内及び署・公共職業安定所(以下「所」という。)における各種業務により把握した未手続事業の情報は、労働保険未手続事業確認連絡票を用いて局適用主務課室に適宜提供しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、所において把握した情報を局適用主務 課室に提供していない状況がみられた。

このため、署・所において未手続事業の情報を得た場合は、労働保険 未手続事業確認連絡票を用いて局適用主務課室に適宜提供するよう徹底 する必要がある。

## (2) 受託団体で作成する名簿の管理

局適用主務課室の情報提供により受託団体が作成した未手続事業名簿 (以下「名簿」という。)は、局適用主務課室及び受託団体の双方が所有し、 局適用主務課室が適正に管理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、名簿を局適用主務課室及び受託団体が

それぞれで作成し、局適用主務課室がお互いの情報を共有した名簿を持たず一元的に管理していない状況がみられた。

このため、局が把握した未手続事業の情報を受託団体へ提供し、当該 団体が互いに共有する名簿を作成した上で、局適用主務課室がこれを一 元的に管理する必要がある。

# 3 局による手続指導状況

# (1) 出頭要請による手続指導

局による手続指導の手法については、未手続事業に対して、自主的に 成立手続を執るよう手続勧奨文書を送付し、出頭要請を行わなければな らないものである。

しかしながら、局によっては、出頭要請を行っていない状況がみられた。 .

このため、局による手続指導の手法については、未手続事業に対して、 自主的に成立手続を執るよう手続勧奨文書を送付し、出頭要請を行う必 要がある。

## (2) 労働保険適用指導員庁外活動報告書

労働保険適用指導員は、未手続事業場等に赴き、保険関係成立手続の 指導、職権による成立手続の事前調査等の業務を行った場合には、労働 保険適用指導員庁外活動報告書に所要事項を記載し、遅滞なく局長に報 告しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、当該報告書を局長に報告していない状 況がみられた。

このため、当該報告書は遅滞なく局長に報告させ、活動状況を組織的に把握する体制を整備する必要がある。

## 4 職権による成立手続の実施状況

#### (1) 職権成立対象事業台帳の作成

局が個別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業について

は、適用促進計画の年間目標件数と労働者数の多い事業、保険料率の高い事業等に留意した明確な基準により、絞り込みを行い、職権成立対象事業台帳(以下「台帳」という。)に登載しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような改善すべき状況がみられた。

- a 台帳登載に必要な絞り込みのための明確な基準を設定していない もの
- b 台帳を作成していないもの

このため、台帳の作成に当たっては、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 適用促進計画の年間目標件数と労働者数の多い事業、保険料率の 高い事業等に留意の上、台帳登載に必要な絞り込みのための明確な 基準を設定すること。
- ② 台帳登載に必要な絞り込みのための明確な基準を設定し、職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、台帳を作成すること。

# (2) 職権成立手続

台帳に登載した職権成立対象事業は、確実に職権成立手続を行わなければならない。中でも、平成19年度から繰り越した未手続事業で、常用労働者が10人以上の事業場については、平成20年度中にすべて職権による成立手続を行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、平成19年度から繰り越した未手続事業で、常用労働者が10人以上の事業場について、平成20年度中に職権による成立手続を行っていない状況がみられた。

このため、職権成立手続に当たっては、前年度から繰り越した未手続事業で、常用労働者が10人以上の事業場については、翌年度中にすべて職権による成立手続を行い、今後は、同様の事案を発生させない必要がある。

# 第2 労働保険料等の適正徴収の実施状況

# 1 労働保険料算定基礎調査の実施状況

労働保険料算定基礎調査(以下「算調」という。)は、労働保険料等の適正な徴収を図り、費用負担の公平を期すため重要な業務であることから、局においては、必要な業務量を確保するとともに、算調実施要領(平成12年3月31日付け労働省発労徴第35号「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」)に基づき適正な実施計画を策定し、効果的、効率的に実施しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、算調実施要領に基づく

- ①算調対象業種(具体的な選定基準)
- ②実施事業場数及び実施件数
- ③実施期間及び実施時期
- ④調査人員
- ⑤調査日数
- ⑥調查地区

を具備した適正な算調計画を策定していない状況がみられた。

このため、算調の実施に当たっては、上記①から⑥の事項について細目 を検討の上、算調計画を策定して、効果的、効率的に実施する必要がある。

# 2 労働保険料滞納整理の実施状況

#### (1) 滞納整理計画

労働保険料の滞納整理に当たっては、収納未済歳入額の動向を見極め、 多額の保険料等を滞納している又は多年度にわたり滞納を繰り返してい る事業主(事務組合委託事業を含む)を重点とするとともに、実効ある 滞納整理実施計画を策定し、計画的に取り組まなければならないもので ある。

しかしながら、局によっては、以下のような改善すべき状況がみられた。

a 滞納整理計画において、重点対象事業の選定要件が定められてい

ないもの

b 事務組合委託事業ということをもって滞納整理の対象から除外 しているもの

このため、労働保険料の滞納整理に当たっては、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 滞納整理計画においては、重点対象事業の選定要件を例えば「滞納額300万円以上」と設定するなどして計画的に取り組むこと。
- ② 労働保険料の滞納整理については、事務組合委託事業も対象とすること。

## (2) 滞納整理の実施

納入督励は、単に文書又は電話にとどまらず、訪問等を積極的に行う とともに、事業の経営状況を把握した上で、納入計画書、債務承認書等 を徴することにより債権の消滅時効中断の措置を適切に講じ、適正な債 権管理に努めなければならない。

滞納者に対する財産調査等は、財産の差押え等の強制処分の執行又は 執行停止並びに不納欠損処理を行うために不可欠であるので、適正に実 施しなければならない。

また、社会保険事務所、税務署等他の関係行政機関との連携を図りつつ、差押え等の励行により滞納整理を実施しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、労働保険料を滞納し、一部納付や債務 承認に応じない事業主(事務組合委託事業を含む)に対して預金や売掛 金などの財産調査を計画的に行っていない状況がみられた。

このため、労働保険料を滞納し、一部納付や債務承認に応じない事業 主(事務組合委託事業を含む)に対しては、預金や売掛金などの財産調 査を計画的に行い、差押え等の措置を講ずることを徹底する必要がある。

#### 3 徴収事務に係る事務処理状況

(1) 収入官吏及び事務取扱補助者の任免状況

収入官吏(分任収入官吏、収入官吏代理を含む)は、局長が各部局の

所属職員のうちから任命するものである。このうち収入官吏代理は、収 - 入官吏と代理の関係が一対一となるよう任命しなければならない。

また、主任収入官吏の事務取扱補助者は、主任収入官吏が原則複数名を任命しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 分任収入官吏代理の任免を局長が行っていないもの
- b 分任収入官吏1名に対し複数の者が代理発令されているもの
- c 主任収入官吏の事務取扱補助者を1名しか任命していないもの

このため、収入官吏等の任免に当たっては、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 収入官吏(分任収入官吏、収入官吏代理を含む)は、局長が各部局の所属職員のうちから任命すること。
- ② 分任収入官吏とその代理の関係が一対一となるよう代理発令すること。
- ③ 主任収入官吏の事務取扱補助者は、原則複数名を任命すること。

## (2) 収入官吏の事務取扱状況

主任収入官吏が1日以上不在等事故のあるときは、主任収入官吏代理 がその事務を代わって行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、主任収入官吏代理が在庁しているにも かかわらず、分任収入官吏が取り扱うものと誤認して常にその事務を行 っている状況がみられた。

このため、主任収入官吏が1日以上不在等事故のときに限って、主任 収入官吏代理がその事務を代わって行う必要がある。

## (3) 現金領収証書及び現金出納簿等の事務処理状況

現金領収証書及び現金出納簿等については、手引に基づき適正に処理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

# ア・現金領収証書

- a 書損した現金領収証書について、書損年月日又は書損後の経過を 記入していないもの
- b 現金領収証書の原符の一部に主任収入官吏の検印がないもの

このため、現金領収証書の事務処理に当たっては、以下の事項を徹底 する必要がある。

- ① 現金領収証書の書損処理に当たっては、右側余白に書損年月日、 書損理由及び書損後の経過を記載すること。
- ② 現金領収証書を使用した場合は、主任収入官吏が検印を押印すること。

## イ 現金出納簿

- a 現金出納簿への払込日の記載が漏れているもの
- b 現金出納簿の摘要欄に、複数の領収をまとめて記載する場合に外 ○○件と記載していないもの

このため、現金出納簿の記載に当たっては、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 払込日は省略することなく記載すること。
- ② 複数の領収をまとめて記載する場合には、現金出納簿の摘要欄に 外〇〇件と記載すること。

## (4) 現金領収証書等の受払及び保管状況

収入官吏が物品管理官より現金領収証書の交付を受けたときは、表紙に交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならない。

また、現金領収証書等の使用時以外の保管については、主任収入官吏 又は分任収入官吏が発令されている者のうち役職が一番上の者が指定を 受けた上で施錠可能な堅固な容器に保管しなければならないものであ る。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 交付を受けた現金領収証書に、交付年月日、課室署名及び官職氏 名を記入していないもの
- b 分任収入官吏が発令されている者のうち役職が一番上の者でない 者を供用後使用中の現金領収証書等の保管管理者に指定しているも の

このため、現金領収証書等の受払及び保管に当たっては、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 現金領収証書の交付を受けたときは、直ちに現金領収証書の表紙 に交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入すること。
- ② 使用時以外の現金領収証書等の保管管理は、主任収入官吏自らが行う場合を除き、分任収入官吏のうち役職が一番上の者を指定してこれに行わせること。

# (5) スタンプ領収の取扱状況

スタンプ領収については、局署の窓口収納又は集合徴収を行う場合であって、局長が特に必要と認めたとき(年度更新時期等現金領収証書によっては対応が著しく困難なとき)で、納入告知書及び納付書に記載された金額の全額を収納したときに限り取り扱うことができるものである。

しかしながら、局によっては、以下のような期間をスタンプ領収の取扱日として局長が承認している状況がみられた。

- a 納期限前1週間程度を超えて実施しているもの (平成21年6月18日~19日、25日~26日)
- b 納期限後の集合徴収日でない日を取扱日としているもの
- c 年度更新期間すべてを取扱日としているもの

このため、スタンプ領収の取扱日は、年度更新時期における納期限前 1週間程度の日及び納期限後における集合徴収日であって相当程度の領 収が見込まれるときに限る必要がある。

# (6) 払込未済保険料等の保管及び払込状況

収入官吏が現金又は証券を領収したときは、金額の如何にかかわらず 領収の日又はその翌日に日本銀行に払い込まなければならないものであ る。

しかしながら、局によっては、受領した現金又は証券を翌々日以降に 払い込んでいる状況がみられた。

このため、受領した現金又は証券は、必ず翌日までに払い込むことを 徹底する必要がある。

# 第3 労働保険事務組合に対する監査状況

事務組合制度の信頼性を確保し、その健全な発展を図るためには、事務組合における適正な業務執行を確保し、また、不正の発生を未然に防止することが必要である。このためには、計画的かつ定期的に全事務組合を対象に3年に1度は監査を行わなければならない。

また、事務組合に対する監査終了後、文書により事務処理の改善指示を行うことが必要であると思われる事項については、その文書を作成し、これを復命書に添付して局長の決裁を受けた上で、事務組合に送付しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 事務組合に対する監査について、3年を超えて実施しているもの
- b 所掌1の事務組合に対して監査を行っていないもの
- c 所掌1の事務組合委託事業場に対して算定基礎調査を実施していない もの
- d 文書による改善指示を行わなければならない事項について、口頭指示 にとどめているもの
  - e 改善指示文書について、労働保険適用徴収主務課室長の決裁にとどまり局長までの決裁を受けていないもの

このため、事務組合に対する監査に当たっては、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 事務組合に対する監査については、全事務組合を対象に3年に1度は 実施するよう計画すること。
- ② 事務組合委託事業場に対する算定基礎調査については、事務組合に対する監査に併せ、効率的に実施すること。
- ③ 文書による事務処理の改善指示を行うことが必要であると思われる事項については、その文書を作成し、これを復命書に添付して局長の決裁を受けた上で、事務組合に送付すること。

# 第4 地方労働保険適用徴収業務監察制度の運用状況

# 1 監察方針及び監察計画の策定

監察方針及び監察計画は、総務部長及び労働基準部長を始め、関係部課 室長が中心となって検討し、年度内に策定しなければならない。

また、監察方針、監察計画は、各署長に対して4月中に通知しなければ ならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 監察方針、監察計画の策定に当たり関係部課室長が検討に参画して いないもの
- b 監察方針を4月に策定しているもの
- c 監察方針及び監察計画の署への通知を5月ないし6月に行っている もの

このため、監察方針、監察計画の策定等に関し、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 監察方針は、重点的に監察すべき課題とその考え方について、また、 監察計画は、監察の実施予定月、具体的な監察予定項目等を盛り込み、 関係部課室長が中心となって検討し、策定すること。
- ② 監察方針及び監察計画については、各署における業務の予定を考慮 して前年度中に策定し、4月中には各署に通知すること。

# 2 監察実施後の措置

監察を実施したときは、労災補償監察官は、その結果の概要を局長及び 関係部課室長に対して速やかに口頭復命した上で、法令、通達、手引等に 反する事項その他是正改善を必要とする事項について、直ちに関係部課室 長との協議を経て是正改善とその報告を指示する文書を作成し、局長決裁 を受けた上で、当該署長に対して局長名の文書を発出しなければならない。 また 法令 通達 手引等に明らかに反する事務処理については 要に

また、法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して文書により是正改善を指示しなければならない。

さらに、監察結果については、関係部課室長も参画して報告書として取り

りまとめ、局長の決裁を経て作成しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理を発見しているにも かかわらず、署に対して口頭指導にとどめ、文書による是正改善を指 示していないもの
- b 労災補償監察官が実施した監察の結果を関係部課室長に対して口頭 報告していないもの
- c 署長から提出された局長あての是正改善状況報告書について、局長、 総務部長の確認を受けていないもの
- d 監察結果について、報告書として取りまとめる際に、関係部課室長 が参画していないもの

このため、監察実施後の措置に関し、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 法令、通達、手引等に定められた諸事項は、基本的事務処理の徹底を図る上で、確実に実施されていなければならない事項であることから、これに明らかに反する事務処理については、口頭指導にとどめることなく、必ず文書により是正改善を指示すること。
- ② 労災補償監察官は、監察を実施した結果について、局長及び関係部 課室長に対して速やかに概要を報告すること。

その際、行政運営上重大な影響を及ぼすような事態を発見している 場合においては、直ちに局署が組織的に対策を講ずる必要があること について進言すること。

- ③ 署からの是正改善状況報告書は、必ず局長及び関係部課室長の確認を受けること。
- ④ 監察結果報告書については、関係部課室長を交えて取りまとめ、局 長の決裁を経て遅くとも年度内に作成すること。

# 第5 職員研修の実施状況

労働保険適用徴収業務に係る職員研修については、主任収入官吏における 事務処理等を含む管理者研修の充実を図るとともに、新たに労働保険適用徴 収主務課室に配属された職員等に対して研修を実施することにより職員の業 務執行能力の向上に努めなければならないものである。

しかしながら、一部の局において、次のような状況がみられた。

- a 新任の署長、次長に対して研修を実施していないもの
- b 新任の署長、次長に対する研修において、説明に必要な時間を十分に 確保していないもの

このため、新任の署長、次長に対しては、収入官吏における事務処理等について、十分に理解させるために必要な説明時間(1時間以上)を確保した研修を実施すること。

なお、職員研修に関して工夫している例として、以下のものがみられた。

- 国税局の専門官を講師に迎え、実例や裁判例を盛り込んだ実務的な滞納処分の手法について研修を実施し、実施に当たっては近隣局にも呼びかけを行ったもの
- 預貯金口座の差押えについては、少しでも多くの職員が経験できるよう、例えば署が実施する場合は局職員が、局が実施する場合は署職員が同行し、実地研修としたもの

平成21年度 中央労働保険適用徴収業務監察 実施労働局及び労働基準監督署

労	働局	名	労	働	基	準	. 監 督	署.	名
01	北	海 道	札幌中	央		旭	[ال		
02	青	森	青	森		八	戸		
03	岩	手	盛	岡					
04	宮	城	仙 .	台					
07	福	島	福	島.		郡	Щ		
08	茨	城				·			
09	栃	木.	宇 都	宮		栃	木	·	
10 \$	群	馬	前	橋					
12	千.	葉	_						
13	東	京,	中	央		渋	谷	<u> </u>	
15	新	-	.新	澙		長	·   岡		
16	富	Щ	· 富	Щ		· 	· 		·
17	石	JII		<del>,</del>		<u> </u>		<u> </u>	
19	<u>Щ</u>	梨		府		<u> </u>			,
21		阜	岐	阜				<u> </u>	
22	静 ————————————————————————————————————	岡		<u> </u>					
23	愛	知,	名古屋	北		名 さ	屋南	<u> </u>	
25 ☆	滋	賀	大	· 	<u> </u>		· .	<u> </u>	
26	京 	都	京都	上.	<u> </u>	京	都 下	<u> </u>	
27	大	阪	大 阪 中	央		東	大 <u>阪</u>		
29	奈 <del></del>	良	<u> </u>	良					
32 ☆	島	根	松	江	<u>  .</u>			<u> </u>	
33	 —————	- Ш	<u>.</u>				·	<u> </u>	
34		島	広島中	央				<u> </u>	
36		島	<u></u> 徳	島				<u> </u>	
38 ☆		媛	松	Щ	<u> </u>		·		
40 ☆	福	岡	北九州	西	<u> </u> _	久	留 米		
42	長	崎		· 崎					
45	宫	崎	宫	- 崎			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
47		縄	. 那	覇					
計	25	局	35 署						_
To			督署のみ実施し						

<sup>1 ☆</sup>印の労働局については、監督署のみ実施した。2 網掛けの労働局の監察は中央雇用保険監察官が、それ以外の労働局・監督署は中央労災補償監察官が 実施した。